第

5 3 0 5

号

REÂDAS リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2015年)平成27年 9月 7日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♀ マイナンバー罰則規定

Q:法定調書などにマイナンバーを記載しなかった場合や間違って記載した場合は、何か罰則規定があるのですか?

A:故意でない限りありません。

【解説】

さきごろ、国税庁のサイトにマイナンバー 制度について新たなFAQが公表され、次のよう な回答をしています。

まず、申告書等に個人番号・法人番号を記載してい場合、税務署等で書や法定理されで、税務署等で書や法には、東生を記載対象となっているとは、での記載対象を持つないるとなるとはないるとなりで表別をで表別で、でいるとをで表別で、番号を記載いいことをで表別で表別で、番号を記載したとので、番号を記載したといるので、番号を記載した。のまなが、番号の記載には、、り申等に提出する際に、場合ので、番号の記載は、、り申等に提出があった場合ので、番号の記載は、税法とで表別による際に、場合の記載には、、り申等に提出をで表別によって、でもいます。

また、個人番号の漏えいがあった場合、担当者や企業は罰せられるのですかという問いに対しては、事業者が一定の安全管理措置を講じていれば、意図せずに個人番号が漏えいしたとしても、直ちに罰則の適用となることはありませんが、正当な理由なく故意に個人番号を含む情報を漏えいさせた場合には、刑事罰が科されるとしています。







